

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	30 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から57年8月まで
② 昭和57年10月から58年9月まで

私は、昭和56年11月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付しており、57年9月以降は、付加保険料も含めて納付していたのに、未納となっているのはおかしいのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料について、27年以上、付加保険料を含めて未納無く納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和57年9月20日付けで、付加納付の申出を行っており、同市の収納記録リストによると、申立期間直前の同年9月の国民年金保険料を同年11月27日に、付加保険料を含めて納付していることが確認できる上、申立人には、国民年金に加入して以降、保険料を納付しない事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間②の保険料について、付加保険料を含めて納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和56年11月頃、国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況及び上記付加納付申出日から、昭和57年9月に払い出されたことが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間のうち、昭和56年11月から

57年3月までは過年度納付、同年4月から同年8月までは現年度納付が可能であるものの、A市の収納記録リスト（昭和57年度）において、当該期間を現年度納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人からも遡って国民年金保険料を納付したとする主張は無い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年9月までの国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年12月まで

私は、長男が生まれる2か月前の昭和49年*月頃まで、国民年金保険料は納付していなかった。その年の12月頃に勤務先の事業主から国民年金への加入を勧められたので、翌年1月に夫と一緒にA市B役所で加入手続きを行い、今まで未納であった夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の納付記録が無いことに納得できないので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までについて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続きを行ったものと推認され、申立期間のうち、49年4月から同年12月までの保険料を現年度納付することが可能であった上、A市の国民年金収滞納一覧表では、申立人に対して現年度納付書が作成されていることが確認でき、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は、当該期間の保険料を現年度納付済みであることから、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立人は、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までについて、申立人の国民年金加入手続き時期からみて、当該期間の国民年金保険料は過年度納付によることとなるが、A市では、国庫金である過年度保険料を区役所の窓口で収納できなかったとしており、申立内容とは符合しない上、申立人に係る当時の

国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間に係る過年度納付記録は見当たらず、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も当該期間は未納である。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から59年12月まで
② 昭和60年4月から同年6月まで

昭和57年4月頃に、母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は同市役所で3か月ごとに2万1,300円を納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

なお、現在所持している年金手帳を作ってもらったのは昭和57年4月1日であると思われるのに、62年5月であるとされていることにも納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当該申立期間は3か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この時点で申立期間の保険料は過年度納付が可能である。

また、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人については、申立期間を除き、時効とならない昭和60年1月以降の国民年金保険料を62年3月まで3か月ごとに過年度納付していることが確認できることから、申立人の母親が納付可能な申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和57年4月頃に、申立人の母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市役所で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、

申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索したが、上記以外の払出しは確認できないことから、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に昭和57年4月1日と記載されていることを挙げているが、「初めて被保険者となった日」は、その日が、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、保険料納付の事実を示すものではない。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和37年5月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月1日から同年11月1日まで
② 昭和37年5月25日から同年8月15日まで
③ 昭和38年12月31日から39年1月1日まで
④ 昭和41年12月21日から42年1月1日まで

私は、昭和36年2月1日からA社C支店でD職として勤務し、41年12月末まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の転勤状況に係る供述並びにA社の管理部長及び同社B支社の元同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年5月25日に同社E支社から同社B支社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支社に係る昭和37年8月の社会保険出張所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③について、雇用保険の加入記録及びA社が保管している人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年1月1日に同社B支社から同社F支社に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社B支社に係る昭和38年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和39年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを38年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①について、A社における複数の元同僚は、申立人が同社C支店に勤務していたことを証言しているものの、申立人の同社同支店における勤務期間を特定することができない。

また、A社は、「D職として入社する場合、当初は、委託契約販売員（個人事業主）として取り扱うため、厚生年金保険に加入させることはなく、同保険料を控除することもない。」と回答している上、同社にD職として入社したとする複数の元従業員は、「入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえず、1年ぐらいたってから同保険に加入した。」と証言している。

申立期間④について、雇用保険の加入記録及びA社が保管する人事記録によると、申立人は、昭和41年12月20日に同社を退職していることが確認できる。

また、A社は、「申立人は、昭和41年12月20日に退職しているため、同年同月の厚生年金保険料を控除するとは考えられない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年3月29日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人のA社C工場(現在はB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額について、昭和19年10月から20年2月までは1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月1日から20年8月15日まで

私は、昭和15年4月にA社C工場に入社し、同時に社内に併設されていたC青年学校(入学時は私立D青年学校、以下「青年学校」という。)に入学し、講義を受けながら同社E課で勤務していた。20年3月に同校を卒業してからも終戦まで継続して勤務していたのに、17年9月1日から20年8月15日までの期間の労働者年金保険及び厚生年金保険の記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年3月28日までの期間については、申立人から提出のあった青年学校から授与された卒業証及び同僚の供述から、申立人は、当該期間において、青年学校に通いながら、A社C工場において、勤務していたことが推認できる。

また、事務センターから提出のあったA社C工場の被保険者に係る名簿を見ると、同工場従業員1,819人の被保険者氏名が50音順に整理されていることから、ある時期に同社に在籍していた被保険者について整理された労働者年金保険被保険者名簿に替わる被保険者名簿(以下「50音別名簿」という。)であると考えられるところ、50音別名簿により、申立人と生年が同じか又は近い被保険者で所在が判明した35人に照会を行ったところ、22

人から回答があり、そのうち 13 人は、「A 社 C 工場で勤務している時、青年学校に通っていた。当時の青年学校の生徒は、寮生活をしながら同社で働き、毎日、同校で数時間講義を受けていた。」と供述している上、オンライン記録によると当該 13 人については、青年学校の在籍期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、事務センターでは、「A 社 C 工場における厚生年金保険法施行後（昭和 19 年 10 月）以降に新たに被保険者となった一般職員に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は保管していない。」と回答しており、社会保険事務所において、本来、整備、保管されるべき同名簿が保管されていないなど、記録管理に不備が見られる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 3 月 29 日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社 C 工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 17 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 30 日までの期間について、申立人は、「昭和 15 年に A 社 C 工場に入社と同時に青年学校に入学し、当該期間についても同校に通いながら同社に勤務していた。」と主張しているところ、20 年 3 月 28 日に同校から申立人に授与された卒業証及び元従業員の供述から、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間のうち、昭和 17 年 9 月 1 日から 19 年 5 月 30 日までの期間については、申立人は、「A 社 C 工場の E 課に所属し、事務補助的な業務に従事していた。」と主張しており、上記の照会により回答のあった元従業員のうち一人は、「申立人は、当時、同社の E 課で勤務していたように思う。」と供述しているところ、事務センターでは、「E 課の業務は事務職の業務と考えられる。」と回答しており、当時の労働者年金保険法の被保険者は肉体労働者の男子工員のみであったことからすると、申立人は、当時の職務内容から、当該期間は労働者年金保険の被保険者にはなり得なかったものと考えられる。

また、当該期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、同年の労働者年金保険制度の改正により、新たに厚生年金保険法が制定され、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、同法施行に伴う準備期間とされ、保険料徴収は同年 10 月 1 日から開始されていることから、申立人は当該期間において厚生年金保険の適用対象者ではなかった

と考えられる。

さらに、50音別名簿の作成時期については、被保険者資格取得者の最新の日付は昭和19年4月1日であることが確認できることから、同日以降に作成されたものである上、同名簿における最初の資格喪失日は同年5月1日であることが確認できることから、同日以前に作成されたものと考えられ、これらから判断すると、同名簿は、同年4月1日から同年5月1日までの間に作成されたものと推認できるが、同名簿では、申立人の氏名は確認できない上、申立人が、A社C工場のE課で一緒に勤務していたと記憶する同僚二人についても、同名簿において、氏名を確認することができない。

加えて、申立人のA社C工場に係る労働者年金保険被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和17年9月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

一方、申立期間のうち、昭和20年3月28日から同年8月15日までの期間について、申立人は、「昭和20年3月28日に青年学校を卒業した後も、A社C工場において勤務していた。」と主張している。

しかしながら、前述照会に対し回答のあった元従業員22人からは、申立人の当該期間に係る勤務実態等について供述を得ることができない。

また、事務センターでは、「50音別名簿以外に、昭和19年10月1日以降のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等は保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和17年9月1日から19年9月30日までの期間及び20年3月28日から同年8月15日までの期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和17年9月1日から19年9月30日までの期間及び20年3月28日から同年8月15日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年10月から同年12月までは47万円、12年1月は38万円、同年2月は47万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月から同年8月までは47万円、同年9月は44万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は44万円、13年1月及び同年2月は47万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月から同年7月までは47万円、14年2月及び同年3月は44万円、同年4月から同年10月までは47万円、同年11月は44万円、同年12月は47万円、15年1月は44万円、同年2月から同年10月までは47万円、同年11月は44万円、同年12月から16年4月までは47万円、同年5月は44万円、同年6月は47万円、同年7月は44万円、同年8月は47万円、同年9月から18年6月までは36万円、同年9月から19年6月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から20年4月11日まで

私は、平成2年7月1日から20年4月11日までの間、A社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額記録が、実際に受け取っていた報酬月額に比べて不当に低く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内

であり、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書及び事業所が保管する支給控除一覧表で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、11年10月から同年12月までは47万円、12年1月は38万円、同年2月は47万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月から同年8月までは47万円、同年9月は44万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は44万円、13年1月及び同年2月は47万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月から同年7月までは47万円、14年2月及び同年3月は44万円、同年4月から同年10月までは47万円、同年11月は44万円、同年12月は47万円、15年1月は44万円、同年2月から同年10月までは47万円、同年11月は44万円、同年12月から16年4月までは47万円、同年5月は44万円、同年6月は47万円、同年7月は44万円、同年8月は47万円、同年9月から18年6月までは36万円、同年9月から19年6月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年8月から14年1月までの期間、18年7月及び同年8月並びに19年7月から20年3月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回ることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年7月16日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から14年7月16日まで

私は、平成10年1月から13年7月まではアルバイト、その後14年7月16日まで契約社員としてA社で勤務しているが、入社後数年経過してから10年12月1日に遡って社会保険に加入し、その間の保険料を徴収されている。私が同社において厚生年金保険に加入した期間の標準報酬月額が実際の金額よりも引き下げられている可能性があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成13年10月1日から14年7月16日までの期間については、申立人から提出された普通預金取引明細表により確認できるA社からの入金額は、申立人の当該期間における標準報酬月額（16万円）を上回っていることが確認できる。

また、A社から提出された平成14年の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人の欄は、同年7月の申立人の被保険者資格喪失に伴い削除されているものの、従前の標準報酬月額として18万円との記載が確認できる上、同社では、「届出書は給与システムから打ち出されたものであり、13年9月以前の申立人の標準報酬月額が18万円であったことを踏まえると、18万円に相当する保険料を控除したものである。」と回答している。

さらに、A社から提出された申立人に係る平成11年分から14年分の給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の累計額について、オンラ

イン記録の標準報酬月額及び申立人から提出された上記の普通預金取引明細表により確認できる同社からの入金額を基に検証したところ、申立期間のうち、13年10月以降の標準報酬月額をオンライン記録の16万円により試算すると2万円以上相違する一方、当該期間の標準報酬月額を18万円として試算すると、ほぼ近似する金額となることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年7月16日までの期間について、標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が源泉徴収票により推認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、平成10年12月1日から13年10月1日までの期間については、A社では、「当時の賃金台帳等の書類は無い。」と回答しており、当該期間における申立人の報酬額及び保険料控除額について確認できない上、年金事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、並びに11年10月の標準報酬月額算定基礎届により確認できる申立人の標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致することが確認できる。

また、申立人と同様、平成10年12月1日に遡って被保険者資格を取得した従業員のうち、連絡先の判明した19人に遡及して加入した期間に係る標準報酬月額について文書照会したところ、回答のあった10人のうち1人が、「私の標準報酬月額は報酬額と一致している。」と回答し、残りの9人は不明又は当該質問事項について無回答である上、10人全員が給与明細書を保管しておらず、これらの従業員の当時の報酬額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情をその他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社本店（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、同資格喪失日は20年1月11日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、70円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から25年3月31日まで

私の夫は、昭和18年3月末に大学を卒業後、A社に入社し、25年3月30日まで継続して勤務していたが、申立期間の年金記録が欠落しており納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人は、昭和18年3月末に大学を卒業後、A社に入社し、25年3月30日まで継続して勤務していた。」と主張しているところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、基礎年金番号に統合されていない申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

なお、当該未統合記録においては、昭和19年6月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、同資格喪失日については、その記載されている年月日を読み取ることができない。

しかしながら、当該未統合記録に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、資格喪失年月日欄に、「20. 1. 11 解雇」の記載が確認できる。

なお、申立人の妻は、「申立人は、A社において、C職のような事務職をしていたと思う。」と供述しているところ、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法の制度改正のための準備期間であり、被保険者資格の取得届の受付等が行われているものの、保険料の徴収は行われ

ていない期間であったことから、当該期間は年金給付の対象期間に算入されない取扱いとされている。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人の当該事業所における同被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、同資格喪失日は20年1月11日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、70円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年1月11日から25年3月31日までの期間については、B社は、「当社が保管する24年4月から25年3月までの厚生年金台帳に申立人の氏名は確認できず、それ以前の資料は残っていない。」と回答している。

また、A社本店に係る現存する最も古い健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る被保険者記録は確認できないところ、当該名簿において、最も早い資格喪失日は昭和21年3月15日であることが確認できる。

さらに、昭和19年6月1日から21年3月31日までにA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、住所の判明した11人に照会し、7人から回答を得たものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の昭和20年1月11日から25年3月31日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年7月から18年6月までは34万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から18年9月1日まで
ねんきん定期便に記載された厚生年金保険料納付額とA社（現在は、B社）の給与支給明細書の控除額が一致していないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料納付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する平成17年7月から18年8月までの給与支給明細書及びB社が保管する賃金台帳により確認できる報酬月額から、17年7月から18年6月までは34万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間の標準賞与額については、申立人が保管する平成17年7月、同年12月及び18年7月の賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致することが確認できることから、当該標準賞与額については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和22年1月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年1月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から22年10月1日まで
② 昭和23年2月29日から同年3月1日まで
③ 昭和23年5月20日から同年7月1日まで

私の夫は、昭和20年10月にA社に入社し、23年6月に退職するまで継続して同社本社及びC支店に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が無いとされているので、調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された発令簿から判断すると、申立人は昭和21年1月4日付けでA社本社D課の職員として採用され、同年10月24日付けで同社本社E部F（C）支店に異動していることが確認できる。

また、A社C支店は昭和22年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が同支店に異動した21年10月24日の時点では同支店は適用事業所となっていないものの、申立人と一緒に勤務し、申立人と同様に同支店へ異動となった同僚は、「私は昭和21年5月1日にA社本社の職員として採用され、22年6月に同社C支店に異動した。」と供述している上、オンライン記録によると、22年1月1日に同社本社において被保険者資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失するとともに、同社C支店において同日に再度、被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和22年1月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、昭和22年1月から同年9月までの標準報酬月額については、A社において同年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人と同年代の男性の標準報酬月額の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険出張所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険出張所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険出張所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和22年1月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B社から提出された発令簿から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社E部F支店から同社本社E部D課に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出された発令簿によると、昭和21年1月5日付けでA社本社E部F支店から同社本社E部に異動と記録されていることが確認できるが、オンライン記録によると、申立人の同社C支店に係る資格喪失日の記録は23年2月29日と記録されている上、同社では申立期間②当時、月の初日を取得日及び喪失日として届け出ていることがうかがえることから、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における

昭和 23 年 1 月の社会保険出張所の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 12 月 31 日までの期間については、B 社から提出された発令簿から、一部の期間（昭和 21 年 1 月 4 日以降）において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 社は、「申立人の申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかについては不明である。」と回答している。

また、A 社 C 支店で被保険者資格を取得した同僚のうち一人は、「昭和 21 年 5 月に A 社本社で職員として採用され、22 年 6 月に同社 C 支店に転勤した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は昭和 22 年 1 月 1 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A 社に係る被保険者名簿をみると、同社は昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、20 年 5 月 2 日から 21 年 12 月 31 日までについて新たな被保険者資格取得者が確認できず、22 年 1 月 1 日に 79 人が被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、一定期間を経過後にまとめて加入させていたことがうかがえる。

申立期間③について、B 社から提出された発令簿をみると、申立人は昭和 23 年 5 月 18 日付けで依願退職していることが確認できることから、申立期間③における勤務実態について確認することができない。

また、A 社に係る被保険者名簿をみると、申立人は昭和 23 年 5 月 20 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 12 月 31 日までの期間及び申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 12 月 31 日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和24年5月1日）及び資格取得日（同年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から同年6月1日まで
私は、昭和24年3月にA社B支店（現在は、C社）に入社し、同年10月に同社D支店へ転勤するまで、継続して勤務していた。
しかし、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社B支店において昭和24年3月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月1日に被保険者資格を喪失後、同年6月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、C社が保管する社員経歴及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、A社B支店で勤務していたことが確認できる。

また、昭和24年6月1日以前の期間におけるA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）は保管されていない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人が、当該事業所において同年3月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨が記載されているものの、当該旧台帳の備考欄には、「自24.3.?至24.6.1 31.5.10名簿紛失」との記載がみられる。

これについて、E年金事務所は、「当事務所は、昭和23年11月*日の火災により、事業所名簿や被保険者名簿等を焼失しており、同年9月30日以前に

被保険者資格を喪失した記録については、事業所名簿や被保険者名簿等が残っていない。同年10月1日以降の被保険者記録については、被保険者名簿は存在しているはずだが、A社B支店に関する被保険者名簿が確認できない。本来であれば、同年10月1日から24年5月31日までの被保険者名簿があるはずだが、残っていない。旧台帳上で名簿焼失、紛失の記載は以上の理由によるものと推測される。」と回答している。

なお、旧台帳に名簿焼失や紛失と記載されていることが確認できる22人のうち、紛失期間の終期が、申立人と同日の昭和24年6月1日と記載されている者は5人確認できる（残り17人のうち、9人が同年5月31日、2人が全期間に対応する名簿、2人が23年7月31日、残り4人がそれぞれ24年5月7日、23年7月21日、同年11月17日、不明と記載されている。）。

さらに、適用事業所名簿によると、A社B支店は、事業所名称変更による事業所記号変更及び健康保険組合への管掌変更により、昭和24年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同年6月1日にC社F支店として厚生年金保険の新規適用事業所になった記載が見られるが、被保険者名簿等によると当該事業所の健康保険組合への管掌変更は同年8月1日であり、事業所名称変更は同年12月1日であることが確認できるほか、E年金事務所は当該記載について、「事業所名簿記入の際の日付誤り（A社B支店の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日について、昭和24年6月1日と記入すべきところを同年5月31日と記入）が推測される。」と回答している。

加えて、現在保管されているA社B支店に係る被保険者名簿によると、昭和24年6月1日に36人（申立人を含む。）が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記載がみられるところ、上記のとおり、厚生年金保険の適用事業所であった期間には同年5月31日から同年6月1日までの一日の空白期間があるにもかかわらず、当該36人のうち1人について、同資格の取得日が同年同月同日から同年3月10日に訂正されている上、当該36人の中でオンライン記録及び旧台帳において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる22人のうち、4人について、オンライン記録では、同年5月31日から同年6月1日までの前後を通じて、継続して厚生年金保険の被保険者である記録となっているものの、旧台帳では、当該4人のうち、1人については資格喪失日が同年5月31日と記載され、1人については資格喪失日が同年8月4日と記載され、残りの2人については資格喪失日が同年10月30日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険出張所（当時）において適切な記録管理が行われていなかったことがうかがえ、申立人は、申立期間において、継続して厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、申立人が昭和24年5月1日に資格を喪失し、同年6月1日に資格を取得した記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ 1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和46年9月から47年8月までは8万円、同年9月から49年8月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から49年9月1日まで

申立期間の標準報酬月額が著しく低下しているが、私は、A社（現在は、B社）に継続して勤務し、降格や休職等の賃金低下につながる事実は無かったので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る標準報酬月額確認票によると、申立期間に係る標準報酬月額の記録について、当該期間のうち、昭和46年10月1日から47年9月1日までの期間は8万円及び同日から49年9月1日までの期間は13万4,000円と記録されていることが確認でき、同社では、「社内システム上に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除した。」と回答している。

また、B社では、「申立期間当時、申立人は、社内発令に基づくC国留学をしており、当該期間は就業扱いで、外国留学に伴う手当等で給料が増額されることがあっても、減額される理由は見当たらない。」と回答している上、同社から提出された申立人に係る人事記録によると、申立人は申立期間の一部を含む昭和43年6月5日から49年2月11日まで、C国に長期出張（海外留学）していることが確認できるところ、当該長期出張期間中に2回（45年8月1日

及び48年1月11日)昇格し、そのうちの1回は申立期間中であることが確認できる。

さらに、申立人と同様、申立期間の頃にA社に在籍し、海外留学していたとする同社の元従業員3人の標準報酬月額を見ると、当該3人それぞれの海外留学中において標準報酬月額は低下している者はいない上、当時の状況を記憶している一人によると、「海外留学中の同社からの給与は、全て日本の通貨で日本から送金されていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和46年9月から47年8月までは8万円、同年9月から49年8月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したかは不明であると回答しているが、申立期間中の3回の標準報酬月額の定時決定又は月額変更のいずれの機会においても社会保険事務所(当時)が事務処理を誤ったとは考え難いことから、事業主は、申立期間において、上記の標準報酬月額確認票で確認できる標準報酬月額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間において、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年8月から6年10月までは18万円、同年11月から7年2月までは15万円、同年3月は20万円、同年4月から同年12月までは22万円、8年1月から同年9月までは24万円、同年10月から9年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から9年7月1日まで

私がA社に事務員として勤務していた期間のうち、平成5年8月から9年6月までの標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より著しく低いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書等により、平成5年8月から6年10月までは18万円、同年11月から7年2月までは15万円、同年3月は20万円、同年4月から同年12月までは22万円、8年1月から同年9月までは24万円、同年10月から9年6月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会

保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成10年1月は50万円、同年6月及び同年7月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から同年8月1日まで

私が、A社（現在は、B社）で勤務していた期間のうち、平成10年1月から同年7月までの標準報酬月額が厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違していることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成10年1月、同年6月及び同年7月に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額から、同年1月は50万円、同年6月及び同年7月は47万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成10年1月、同年6月及び同年7月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成10年2月から同年5月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額の額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年12月から17年6月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月から10年9月30日まで
② 平成13年6月から18年5月31日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、平成8年10月から10年9月30日までの期間（申立期間①）及びC社に勤務した13年6月から18年5月31日までの期間（申立期間②）における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と比べて低すぎるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成14年12月から17年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額により、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会

保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間②のうち、平成13年6月から14年11月までの期間、17年7月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月及び18年2月から同年4月までの期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できることから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②のうち、平成17年10月及び18年1月に係る標準報酬月額については、給与支払明細書が確認できない上、C社は、「当時の関連資料が保存されていないため、申立人の上記期間の報酬月額及び保険料控除額及は不明である。」と回答している。

- 3 申立期間①のうち、平成8年10月から9年11月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する申立人の平成8年分及び9年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額及び同月額から算出した厚生年金保険料額とおおむね一致している。

また、申立期間①のうち、平成9年12月から10年8月までの期間の標準報酬月額については、給与支払明細書が確認できない上、B社は、「当時の関連資料が保存されていないため、申立人の上記期間の報酬月額及び保険料控除額及は不明である。」と回答している。

- 4 このほか、申立期間①、申立期間②のうち平成13年6月から14年11月までの期間及び17年7月から18年4月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年8月1日）及び資格取得日（47年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を44年8月及び同年9月は4万5,000円、同年10月から45年9月までは5万2,000円、同年10月から46年10月までは10万円、同年11月から47年7月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から47年8月1日まで

私は、昭和44年2月1日にA社B支店C営業所に入社し、同年8月1日から同社D社員として平成元年9月30日まで勤務したが、昭和44年8月1日から47年8月1日までの年金記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B支店において昭和44年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月1日に同資格を喪失後、47年8月1日に当該事業所において再度同資格を取得しており、44年8月から47年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社から提出された社員カード、雇用保険の加入記録及びE健康保険組合の回答から、申立人が申立期間において、同社B支店で継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間において、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員12人に照会したところ、9人から回答があり、そのうちの6人は、「在籍期間と厚生年金保険被保険者期間は一致す

る。」と回答している（残り3人のうち、一人はおおむね一致すると回答し、二人は無回答。）。

さらに、A社は、「D社員は正社員であり、正社員は厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入し、給与から保険料を控除していたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年7月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と同年齢、同職種の同僚の記録から、同年8月及び同年9月は4万5,000円、同年10月から45年9月までは5万2,000円、同年10月から46年10月までは10万円、同年11月から47年7月までは11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年8月から47年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで

私は、A社（適用事業所名は、B社、後にC社）に勤務していた期間の脱退手当金を昭和 39 年 3 月 10 日にD社会保険事務所（当時）で受給したことになっているが、当時は、長男の育児で多忙で、社会保険事務所（当時）の場所も知らず、脱退手当金を受給した記憶はないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 28 か月後の昭和 39 年 3 月 10 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票は氏名変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 37 年 5 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年9月から19年6月までは18万円、同年7月から同年9月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（15万円及び18万円）に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成18年12月25日、19年8月24日及び同年12月25日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月25日及び19年8月24日は18万円、同年12月25日は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（18年12月25日については、訂正前の標準賞与額（14万8,000円）に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から20年4月16日まで
② 平成18年12月25日
③ 平成19年8月24日
④ 平成19年12月25日

私は、平成18年7月1日にA社に入社し、20年4月15日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、オンライン記録によると、18年9月1日から20年4月16日までの期間の標準報酬月額及び18年12月の標準賞与額は、支給額よりも低額であり、19年8月及び同年12月の賞与についても、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社及び申立人から提出のあった申立人に係る給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成18年9月から19年6月までは18万円、同年7月から同年9月までは24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は適切に届出を行っていなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額（15万円及び18万円）に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③及び④について、申立人及びA社から提出のあった申立人に係る当該期間の賞与支払明細書によると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、当該期間に係る賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、平成18年12月25日及び19年8月24日は18万円、同年12月25日は23万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②については、事業主は適切に届出を行っていなかったことを、申立期間③及び④については、事業主は当該期間の賞与支払届を提出していなかったことをそれぞれ認めていることから、その結果、申立期間②は、社会保険事務所は申立人が主張する標準賞与額について、申立期間③及び④は、社会保険事務所は当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について、それぞれ納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（申立期間②の訂正前の標準賞与額（14万8,000円）に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、平成19年10月1日から20年4月16日までの期間については、A社から提出のあった申立人に係る給与支払明細書によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立

人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 12 日

A社に在職中に支給された賞与の年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年分所得税源泉徴収簿及び同社の事務担当者の証言から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「標準賞与額を1万円として届出を行ったかどうかは不明であるが、健康保険・厚生年金保険標準賞与決定通知書で標準賞与額が1万円となっているので、その額に相当する保険料しか納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 12 日

私は、現在A社に在職中であるが、賞与の年金記録に不備があるので記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年分所得税源泉徴収簿及び同社の事務担当者の証言から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「標準賞与額を2万円として届出を行ったかどうかは不明であるが、健康保険・厚生年金保険標準賞与決定通知書で標準賞与額が2万円となっているので、その額に相当する保険料しか納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年3月までの期間及び同年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から55年3月まで
② 昭和55年4月から59年3月まで

私が大学を卒業した後の昭和55年4月頃、母親が国民年金の加入手続きを行い、家族全員分の国民年金保険料をA町役場で納付してくれていた（申立期間②）。

加入手続き後しばらくして、A町役場から、20歳から大学卒業までの3年間の保険料を遡って一括納付するよう通知が届いたので、母親が納付してくれたと聞いている（申立期間①）。

私と同様に母親が保険料を支払っていた妹は完納となっているのに、私は20歳まで遡って納付した期間に加え、55年4月から59年3月までの保険料も未納となっているのはおかしい。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後の昭和55年4月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間②の国民年金保険料を家族分と一緒に役場で納付し、申立期間①の保険料を遡って一括納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に申立人の妹と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する年金手帳、A町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は55年4月1日と記録されていることから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は

保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人の国民年金加入手続時点からみて、当該期間のうち、昭和58年12月以前は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であった上、申立人及びその妹は、申立期間②直後の59年4月から60年3月までの保険料を、61年6月30日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、この時点では、申立期間②は既に時効により保険料を納付できない。

なお、申立人の妹は、上記のとおり、申立人と同様に昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料を遡って過年度納付しているが、同年4月から同年7月までは厚生年金保険の被保険者であったことから、当該期間の保険料は還付され、国民年金保険料は同年8月から納付済みとなっていることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間①及び②に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

私が20歳になった平成6年*月頃、母がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。同年4月から就職が決まっていたので、母は、3か月ぐらいなら免除のための面倒な手続をするよりも、国民年金保険料を納付したほうが良いと思い、同年1月から同年3月までの保険料を金融機関で毎月、納付してくれた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が申請免除期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成6年*月頃に国民年金の加入手続を行い、金融機関で毎月、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年2月に払い出されていることが確認できるものの、申立期間について、同年1月31日付けで国民年金保険料の免除申請が行われ、同年3月3日付けで入力処理されていることがオンライン記録により確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から50年2月まで

私は、20歳に達した昭和45年頃は短大生であったが、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。

申立期間に居住していたA市及びB市において、納付書により金融機関で保険料を納付していたのに、記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和45年頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する年金手帳及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、申立人が任意加入被保険者として資格を取得した日は、同年3月6日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を婚姻前の姓を含めて複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から平成元年10月まで

私は、昭和56年10月に結婚し、57年6月から62年3月までは一人分の国民年金保険料を、同年4月から平成13年1月までは二人分の保険料について、妻名義の銀行口座から口座振替により納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻名義の口座から口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年11月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、昭和62年9月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、上記の申立人の国民年金加入時点からみて、申立期間のうち、昭和62年10月から平成元年3月までの国民年金保険料は過年度納付、同年4月から同年10月までの保険料は現年度納付することが可能であったものの、オンライン記録及びA市の国民年金過年度収滞納一覧表において、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付した記録は見当たらず、申立人及びその妻から保険料を遡って納付したとする主張も無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年1月までの期間、同年10月から8年3月までの期間、10年4月から13年10月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月から3年1月まで
② 平成3年10月から8年3月まで
③ 平成10年4月から13年10月まで
④ 平成13年12月

私は、転職し、次の就職先で厚生年金保険に加入するまでの申立期間①及び②について、国民年金への切替手続を区役所で行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

また、平成8年4月にA市へ再転入した以降の申立期間③及び④について、自宅を訪れる金融機関の職員を通じて保険料を納付していた上、10年4月以降は、付加保険料の納付も行っていたことを記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることについて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B地区で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を同市及び転居したC市で納付し、平成8年4月にA市B地区に再転入した後は、申立期間③及び④について、付加保険料も含めて金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人が当時、国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人は平成10年1月に基礎年金番号が付番されていることがオンライン記録で確認でき、この頃に国民年金に加入したものと推認され、この時点では、7

年 11 月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に基礎年金番号が付番された時点において、申立期間②のうち、平成 7 年 12 月以降の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったものの、オンライン記録において当該期間の過年度納付記録は見当たらない上、申立人は、当該期間直後の 8 年 4 月の保険料を 10 年 5 月に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間②は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間③及び④について、オンライン記録によると、申立人は、当該期間の間の平成 13 年 11 月の国民年金保険料を 15 年 12 月に過年度納付していることが確認でき、申立期間④後の期間の一部についても過年度納付していることが確認できるところ、申出を行った月から納付できることとされている国民年金付加保険料納付の申出を同年 11 月 25 日に行っていることが確認できることを踏まえると、申立人は、この頃に国民年金保険料の納付を再開したものと推認され、この時点では、当該期間のうち、13 年 9 月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立内容とは符合しない上、申立期間③及び④の保険料を納付したとする記録は見当たらない。

加えて、申立期間③及び④当時の納付書はコンピューターにより作成され、OCR（光学式文字読取機）により入力処理されることから、金融機関で納付された国民年金保険料の納付記録が漏れたとも考え難い。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から60年3月まで

昭和50年*月生まれの子が幼稚園児だった頃、私の国民年金の加入手続を行ってくれた母親から、「国民年金保険料は支払った方が良い。」と言われ、夫と一緒に市役所で相談したところ、それまでの未納期間の保険料をまとめて納付できることを教えられ、夫が未納期間の保険料を一括して農協で納付してくれた。その後の保険料についても、同様に夫が農協で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年*月生まれの子が幼稚園児だった頃、市役所の職員から未納期間の国民年金保険料を遡って納付できると教えられ、申立人の夫が農業協同組合で一括して納付し、その後も同組合で納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、昭和46年3月22日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることがA市の国民年金被保険者名簿で確認でき、申立人が同市において申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金に再加入することが必要であったが、同名簿において、申立人が同市で国民年金の再加入手続を行ったのは61年2月19日と記録されており、加入手続時期が申立内容と相違する上、この時点では、58年12月以前は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金再加入手続時点では、申立期間のうち、昭和59年1月以降の国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、過年度納付及び現年度納付した形跡は見当たらない。

さらに、B県信用農業協同組合連合会によると、申立期間の国民年金保険料を納付したとする農業協同組合では、当時、国庫金の収納事務は取り扱っていなかったとしており、申立人は、国庫金である特例納付保険料及び過年度保険料を納付することはできず、申立内容とは符合しない。

なお、申立人は、オンライン記録において、申立期間直後の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料について、上記の再加入手続後の同年4月に現年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人の氏名について検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の夫及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から63年11月まで

私は、昭和62年12月に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、A市の実家の近所に住んでいた集金人の家に3か月に1度持参していた。その後、63年11月に結婚し、第3号被保険者になったが、結婚前に保険料を納付していた記憶があるので、現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年12月に会社を退職後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、A市の実家の近所に住んでいた集金人宅に持参して納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年3月にB市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に同市で加入手続きを行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、昭和63年3月までの保険料を過年度納付し、同年4月以降の保険料は現年度納付することが可能であったものの、オンライン記録で申立期間について過年度納付記録は見当たらず、同市の昭和63年度の国民年金収滞納一覧表において、現年度納付記録も見当たらない。

なお、申立人の第3号被保険者資格は、オンライン記録により、上記加入手続きが行われた時期と同時期の平成元年4月21日付けで入力処理されていることが確認できる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月及び同年3月

私は、平成10年2月に勤務先から、2か月間、厚生年金保険被保険者資格を喪失するが、同年4月から再加入できるとの説明を受けたので、申立期間について国民年金に加入し、郵送されてきた納付書と手元にあった現金3万円を添えて、同年2月から同年6月までの間に国民年金保険料をまとめて市役所又は郵便局等の金融機関で納付したと思う。

欠かさず国民年金保険料を納付していたので、申立期間だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先から2か月後に厚生年金保険の被保険者資格を再取得できると言われたので、平成10年2月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、平成8年4月に国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金に再加入することが必要であったが、申立人に係るA市の国民年金マスターチェックリストにおいて、申立期間に係る10年2月24日の国民年金被保険者資格取得及び同年4月1日の同資格喪失については、12年4月18日を届出日として記録されており、申立人は、この頃に再加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間のうち、10年2月の保険料は既に時効により納付できず、同年3月の分は過年度納付が可能であったものの、オンライン記録で過年度納付した記録は見当たらない。

なお、戸籍の附票によると、申立人は平成9年3月にA市内で転居しているものの、国民年金の住所変更は、申立人が所持する年金手帳の住所欄では、国

民年金に再加入した12年4月であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間後の平成11年3月及び12年3月の国民年金保険料について、上記国民年金に再加入した後の同年8月8日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、この時点からみて、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から47年10月まで

私は、平成14年か15年頃、A社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の納付が無いことが分かった。

申立期間については、当時の社会保険事務所職員の説明で諦めていたが、母親から国民年金保険料は納付したと聞いており、年金記録問題もあったので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親から申立期間の国民年金保険料を家族3人分一緒に集金人に納付していたと聞いているとして申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月に夫婦連番でB県C町において払い出されており、同町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は53年4月1日と記録されている上、申立期間に係る資格記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であったことが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、その頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をB県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2690 (事案 802 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から42年3月まで

亡夫が申立期間当時、生活全般の面倒を見てもらっていた知人の住所地が見付かった。同人が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、再度、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月頃に払い出されていることが確認できること、ii) それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立人は昭和36年当時A市に居住しており、同市役所において作成された国民年金被保険者名簿をみると、申立人が結婚した42年以降の納付記録及び住所履歴しか記載されておらず、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、生活全般の面倒を見てくれていた知人が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思うとして、同人の住所地を記して再申立てを行っている。

しかしながら、知人は、申立期間当時、申立人は同人の夫が個人経営する店舗に勤務はしていたが、申立人の国民年金のことについては関与していなかったとし、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする証言は得られないこ

とから、再申立てに係る申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から平成7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から平成7年4月まで

私は、亡くなった母親から、歳をとってから生活に困るので、国民年金保険料を納付しておかなくてはならないと聞かされており、母親が、昭和58年*月頃にA市B役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の保険料は、私及び母親が毎月、銀行又は郵便局で納付していたのに、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和58年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、平成9年4月18日付けで基礎年金番号が付番されていることがオンライン記録で確認でき、この頃に国民年金に加入したと推認されることから申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、7年2月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人及びその母親は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録において、申立人は申立期間直後の平成7年5月から8年3月までの国民年保険料を上記の加入手続後の9年6月に過年度納付していることが確認できるものの、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係

る国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から平成元年12月まで

私は、平成2年頃、A市B役所職員から電話で、「B地区に転入した昭和59年に遡って5、6年分の国民年金保険料を一括して納付してもらえないか。」と言われ、納付勧奨を受けたので、よく考えた末に加入手続を行ったと思う。申立期間の保険料については、役所から郵送された振込用紙（納付書）に現金約20万円を添えて店舗に訪れた金融機関の職員に手渡し、遡って一括納付した覚えがあるので、申立期間について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として、約20万円を遡って一括納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の加入記録から平成4年1月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間直後の平成2年1月から3年3月までの各月の国民年金保険料について、4年2月から5年4月にかけて、毎月、それぞれ時効直前の時期に過年度納付し、3年4月から4年1月までの保険料については同年4月に一括して現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、これらの保険料額の合計は19万3,200円である。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を

納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年3月まで

私は、昭和37年4月頃、A市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたのに、夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月頃、夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該加入手続の時点において、申立期間のうち一部の保険料は既に時効により納付することはできず、41年4月から43年3月までは過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年3月まで

私は、昭和37年4月頃、夫がA市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたのに、夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月頃、申立人の夫が夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該加入手続の時点において、申立期間のうち一部の保険料は既に時効により納付することはできず、41年4月から43年3月までは過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月

私は、平成14年3月に勤めていた仕事を辞め、同年4月に再就職したが、その後、申立期間の納付書が届き、時期は覚えていないがA町役場で納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に送付されてきた納付書により、A町役場で納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、平成15年7月10日付けで申立人に対して納付書が作成されていることが確認でき、当該日においても、申立期間の国民年金保険料は未納であったものと推認される上、この当時の収納事務は電算処理により取り扱われており、送付する保険料の納付書は機械印字され、OCR（光学式文字読取機）で入力されることから、これらの納付記録が欠落するとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、A町役場で納付したとする申立内容とも符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年3月まで

私が20歳になった昭和47年*月頃、母がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料についても母が集金人に納付してくれていた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされているが、家族の中で私だけが未納となっていることは不自然だと思い、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格記録から、同年4月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、昭和50年1月から51年3月までについては過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらず、申立人からも当該期間を遡って納付したとする主張は無い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年3月まで

私は、年金記録問題があり、「ねんきん特別便」を見たところ、申立期間が未納となっていることが分かったが、申立期間の国民年金保険料については、2万円から3万円ぐらいを金融機関で一括して納付した記憶があるので、もう一度、第三者委員会で調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として2万円から3万円ぐらいを金融機関で一括して納付したと主張している。

しかしながら、A市によると、申立人が当時居住していた地区は、婦人会による集金により国民年金保険料を収納していたとしているところ、申立人が所持する申立期間当時の「B町国民年金保険料預かり証」を見ると、申立期間を納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、申立期間は未納で一致している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料額は7,800円となることから、申立人が供述する納付額とは符合しない上、申立人から申立期間の保険料納付に関する具体的な主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から53年2月まで

私は、年金機構の被保険者記録によると、昭和53年3月から国民年金に加入したことになっているが、所持している年金手帳では52年6月から任意加入の被保険者となった記載があり、申立期間の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する年金手帳の国民年金の記録(1)のページに、「被保険者となった日 昭和52年6月27日 任意加入」の記載があることから、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳を見ると、上記資格記録の記載は確認できるものの、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和52年6月27日付け国民年金任意加入の資格取得日は抹消され、53年3月10日付けに訂正されていることが確認できる。

また、申立人に係る昭和52年度のA市収滞納一覧表及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳のいずれにおいても、昭和53年3月10日付けで国民年金に任意加入と記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A社を経営していた兄に手伝ってほしいと頼まれ、前に勤務していた会社を昭和 56 年 12 月末に退職し、57 年 1 月早々に同社に入社した。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 57 年 1 月から同年 6 月まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は既に解散しており、申立期間当時の代表取締役も死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において同社に在籍していた元同僚のうち、所在が確認できた7人に対し照会したところ、4人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることができない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社における被保険者資格の取得日（昭和 57 年 6 月 1 日）はオンライン記録と一致している上、当時、給与計算を担当していた元代表取締役の妻は、「雇用保険と厚生年金保険は同時に手続を行っていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 2 月 15 日まで

私は、昭和 38 年 3 月に A 社（現在は、B 社）C 支店に正社員として入社し、44 年 9 月に退職するまでの間、継続して勤務していたが、同社同支店から同社 D 支店に異動となった後の 38 年 11 月 1 日から 39 年 2 月 15 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「脱退手当金裁定請求書の期間の欄に昭和 38 年 3 月から 44 年 9 月までと記載されていることから、申立期間についても継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社によると、「申立人に係る申立期間当時の資料は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」以外は現存していない。申立人から提出のあった脱退手当金裁定請求書についても、社名と住所のゴム印は、当時社内で使用していたものと思われるが、他の記載事項については、当社に同請求書の控えがなく回答できない。また、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について、元従業員にも確認した結果及び同通知書の内容などから判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、当社に在籍していたと思うが、確認する資料が無いので正確なところは分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等を確認することができない。

また、A 社 C 支店（申立期間当時の厚生年金保険適用事業所名は、A 社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「C 支店に係る被保険者原票」という。）により、申立人と同期入社の人及び資格取得日が近い（昭和 38 年 3 月 11 日）一人のうち、住所の判明した 3 人に照会したところ、二人から

回答があり、当該二人は、「申立人は記憶しているが、D支店への異動時期等については分からない。」とそれぞれ供述している上、申立人が記憶する元同僚及び同社D支店に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「D支店に係る被保険者名簿」という。）により、申立期間前後に被保険者資格を取得している元従業員15人のうち、住所が判明した5人に照会したところ、3人から回答があり、そのうちの一人は、「申立人を知らない。」、他の一人は、「申立人は記憶しているが、勤務期間等は分からない。」、残りの一人（申立期間当時の社会保険事務担当補佐）は、「申立人かどうかは分からないが、E（申立人の旧姓）という人は同所に勤務していたと思うが、異動時期は分からない。」とそれぞれ供述しており、申立人の申立期間における勤務実態、異動時期等を確認することができない。

さらに、申立人のC支店に係る被保険者原票を見ると、同支店における被保険者資格喪失日は昭和38年11月1日であり、D支店に係る被保険者名簿及び同社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ると、申立人の同事業所における被保険者資格取得日は、39年2月15日であることが確認でき、両記録ともオンライン記録と一致している。

加えて、申立人については、前述のとおり、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同社D支店に係る資格取得日には3か月半の空白期間がある上、厚生年金保険被保険者番号も同社C支店と同社D支店において別番号が払い出されているが、前述の申立期間前後に同社D支店で被保険者資格を取得している元従業員15人のうち、同社C支店及び同社F支店から同社D支店へ異動した8人について、異動に伴う資格喪失日と異動後の資格取得日及び被保険者番号について見ると、8人全員、資格喪失日と資格取得日は同日である上、被保険者番号も異動前と異動後は同じ番号であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から 48 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間において、A社（昭和 46 年 3 月 1 日に、B事業所から名称変更）で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。兄、友人と一緒に働いていたので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄及び元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和 47 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日から 48 年 12 月 31 日までの期間は同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の期間である上、同年 2 月 1 日に同社と同一の所在地において類似する名称のC社が厚生年金保険の適用事業所となり、A社の複数の元従業員が、C社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該事業所も既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A社及びC社に係る事業所別被保険者名簿において確認できるそれぞれの事業主は、いずれも連絡先不明のため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚は、昭和 47 年 2 月 22 日から同年 7 月 16 日までの期間、申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、文書照会しても回答が得られない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日又はC社が同保険の適用事業所となった日に被保険者資格を有する元従業員のうち、連絡先の判明した 11 人に照会したところ、回答が得られた 5 人のうち 2 人が、「自身の在籍期間と厚生年金保険の加入期間が一致していない。」と供述し、このうち

昭和46年4月16日にA社において資格を取得している一人は、「同社では、通常、入社から2か月から3か月後に本人の希望により加入した。」と供述しており、48年2月にC社において資格を取得している一人は、「私は47年4月に入社したが、入社時に会社から厚生年金保険の加入に関する説明は無かった。私は、妻が妊娠を契機に保険に加入したいと言ったので、会社に相談して入れてもらった。」と供述しており、申立人が一緒に勤務したとする兄もA社及びC社に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらないことを踏まえると、事業主は、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

加えて、A社及びC社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から 48 年 9 月まで
② 昭和 50 年 9 月から 52 年 6 月まで

私は、期間は定かではないが、申立期間①のうち1年ほど、A事業所に勤務し、申立期間②のうち半年ほど、B地区にあったC事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「Dビルの地下1階にあったA事業所で勤務していた。」と主張しているところ、A事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、Dビルの管理会社によると、「A事業所は、平成14年10月31日付けで契約解除となったが、E社（昭和49年4月にF社へ名称変更）が経営していた店舗である。」と回答しているものの、オンライン記録において、E社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

さらに、E社の代表取締役及び申立人が記憶する元同僚は、同姓同名の者が多数存在するため、個人を特定することができない上、申立人は、そのほかの同僚の氏名を記憶していないことから、申立人のA事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立期間①に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

2 申立期間②については、C事業所の承継事業所であるG社の回答から、期間は特定できないものの、申立人がC事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、G社は、「C事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取

得届の控えに申立人の氏名は見当たらない。当時、H職の者については、希望者のみ加入手続をしていたため、申立人が社会保険に加入していない可能性がある。厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することは無い。」とし、「B地区にあった店舗の従業員については、『C事業所』ではなく、I社という別の厚生年金保険の適用事業所で加入していたかもしれないが、同社の社会保険に係る加入記録は、昭和57年以降しか残っておらず、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうか不明である。しかし、C事業所とI社は同系列の会社であり、社会保険及び給与の取扱いについては同じである。」と回答していることから、当該両事業所では、必ずしも全ての従業員について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、C事業所における元同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間において、I社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる17人に照会したところ、そのうちの元従業員一人が申立人を記憶していたものの、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られない上、B地区にあるC事業所で事務をしていたとする別の元従業員は、「申立期間当時、希望者だけが厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

さらに、申立期間②において、C事業所及びI社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間②に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年11月30日まで

私は、学校を卒業後、同級生と一緒に昭和20年4月1日にA社B製造所に入社したにもかかわらず、同社での厚生年金保険の加入記録が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提供された職員名簿により、申立人が昭和20年4月7日に同社に入社したことが確認できる。

しかし、A社B製造所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、資格取得日が昭和20年5月1日と記載されているが、厚生年金保険の記号番号の記載が無い。これについて、事務センターは、「同名簿に、同記号番号の記載が無い被保険者は、健康保険のみに加入し、厚生年金保険には加入していなかったと思われる。」と回答しているところ、同名簿には、申立人と同様に同記号番号の記載が無い被保険者(申立人が一緒に入社したと記憶している同級生を含む。)が多数みられ、オンライン記録によると、これらの被保険者は、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、A社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と回答している上、同社B製造所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の記号番号の記載が無い元同僚は、「同社勤務期間中に厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 3 月 10 日から 14 年 9 月 1 日まで
② 平成 14 年 9 月 1 日から 15 年 4 月 30 日まで

私が勤務していた系列会社であったA社及びB社における申立期間①及び②については、当時月額 85 万円ほどの給与が支給されていたが、標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されているので、調査してほしい。

なお、唯一このことを証明できるのは、当時、会社が倒産し雇用保険を受給していたことなので、その書類を取り寄せてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「A社及びB社における給与は月額 85 万円ほどであったが、標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されている。」と主張している。

しかしながら、公共職業安定所から提出された申立人に係る雇用保険受給資格者証により離職時賃金は日額 1 万 6,550 円（月額換算 49 万 6,500 円）であることが確認できるものの、A社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①及び②当時の事業主も死亡又は連絡先が不明であるため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録により確認できる、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員（申立期間①については 13 人、申立期間②については 6 人）に対し照会したところ、両申立期間に勤務していた 3 人から回答があったものの、申立人の給与からの保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、C県D厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金加入員台帳の

標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できる上、A社及びB社の加入員資格取得届から確認できる14人全員の標準報酬月額は9万8,000円であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 10 日から 33 年 3 月 2 日まで

私は、A市のB社で正社員として勤務していたが、昭和 33 年 3 月 1 日、母親の死亡によりC市に戻らなくてはならなくなったので、同社を退職した。

退職日については、昭和 33 年 3 月 1 日であるとはっきり記憶しており、申立期間の年金記録が空白になっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社で昭和 31 年 4 月から 33 年 3 月 1 日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も所在不明であるため、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の前後に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、連絡先が確認できた 20 人に対して照会を行ったところ、14 人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は昭和 32 年 5 月 10 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、遡って資格喪失日の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日まで
私は、昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までA町立Bセンターで2年勤務し、異動命令で同町立C事業所に移り、同年 4 月から平成 2 年 3 月までD職として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、申立期間に写した集合写真及びA町立C事業所の職員名簿から、申立人が申立期間において同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、社会保険関係事務を取り扱っていたとするA町役場（現在は、E市）は、「文書保存年限を超えているため、申立期間当時の資料を提出することができない。申立人の厚生年金保険への加入手続及び保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人から提出された平成 2 年度町民税・県民税課税通知書によると、社会保険料等の金額（健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料）として 4,490 円を給与から控除されていることが確認できるところ、その金額は申立期間直前における標準報酬月額（8 万 6,000 円）に見合う保険料控除額（8,557 円）一か月分の健康保険及び厚生年金保険料額に満たないことから、昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 12 月 31 日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4164 (事案 2227 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 9 月 10 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 5 月まで

私は、昭和 38 年 4 月に郷里を離れ、同年 11 月まで A 社に住み込みで勤務したが、同年 4 月 1 日から同年 9 月 10 日までの厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間①)。

その後、郷里に戻り、昭和 39 年 2 月から 40 年 5 月まで B 社でルートセールスをしていたが、39 年 8 月 1 日から 40 年 5 月までの厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間②)。

前回の申立てに係る第三者委員会の判断は、私が申立期間に上記 2 社で勤務したことが確認できないとされているが、今回、新たに家族や当時の同僚が証言してくれるはずなので、調査の上、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、i) 当該期間において、A 社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務期間を特定することができないこと、ii) 当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も確認できないことから、申立人の勤務実態及び同保険の加入状況について確認することができないこと、申立期間②については、i) 当該期間の始期から昭和 39 年 9 月 30 日までの期間に B 社における同保険被保険者記録が確認できる元従業員及び申立人が勤務していた同社 C 営業所の当時の所長はいずれも申立人のことを記憶していない上、申立人が記憶する同社の元同僚は申立人の勤務期間について記憶しておらず、申立人の勤務期間を特定することができないこと、ii) B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人については、39 年 8 月

1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の記載のほか、同年同月26日に健康保険証を社会保険事務所(当時)に返却したことを意味する「証返」の記載が確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年10月18日付けで通知が行われている。

- 2 申立期間①について、今回、申立人は、「昭和38年当時に実家で同居していた親族等が、私が同年4月からA社で勤務し始めたことを証言してくれる。」として、再申立てを行っている。

しかし、申立人と同居していた親族等を調査したところ、一部の親族から、「申立人は、昭和38年4月に就職した。」「申立人は、同年同月からA社で勤務していた。」との証言は得られたものの、同社における申立人の厚生年金保険の加入状況についての証言を得ることはできない。

申立期間②について、今回、申立人は、「B社の元同僚が、私が申立期間に同社で勤務していたことを証言してくれる。」として、再申立てを行っている。

しかし、前回の調査において、当該元同僚は、「申立人が申立期間にB社で勤務していたかどうかは不明である。」と回答している上、今回、再度照会しても、同様の回答をしている。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 1 日から 42 年 3 月 15 日まで
② 昭和 49 年 8 月 1 日から同年 12 月 16 日まで

私は、A社及びB社に勤務していた申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間①及び②の被保険者期間を通算して算出され、支給月数及び支給額に誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和50年3月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間①前の厚生年金保険被保険者期間（3期間）並びに申立期間①及び②の間の厚生年金保険被保険者期間（1期間）があるが、同一番号で管理されていた申立期間①及び②とはそれぞれ別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 21 日から 37 年 12 月 29 日まで
② 昭和 39 年 4 月 26 日から 42 年 3 月 16 日まで

A社とB社で勤務していた期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、A社の退社後は、再就職して働くつもりだったので、脱退手当金をもらったとは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年8月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 25 日から 40 年 3 月 19 日まで
② 昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

国の年金記録では、A社で勤務していた昭和 38 年 10 月 25 日から 40 年 3 月 19 日までの期間及びB組合で勤務していた同年 5 月 1 日から 42 年 3 月 1 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 25 日から 40 年 1 月 24 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か半月後の昭和 40 年 3 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において脱退手当金の受給要件を有し、所在が確認できた 13 人に照会したところ、9 人から回答があり、そのうちの一人は、「私は、事務担当だった。退職する人に脱退手当金の説明を行っていた。」と証言している上、別の一人は、「退職の際、事務員から説明があった。」と証言していることから、申立事業所において、脱退手当金について説明されていた事情がうかがえる。

さらに、昭和 34 年 4 月 1 日から同年 6 月 6 日までの期間の厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る被保険者記号番号は異なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、異なる記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間があることについて不自然さは無い。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 12 日から 43 年 1 月 12 日まで

A社退職後に脱退手当金が支給されたということだが、支給日とされる昭和 43 年 7 月には会社が知らないはずの新しい住所に転居しており、脱退手当金を受け取った記憶も無いので調べてほしい。もし、支給されたのであれば、その支給方法も知りたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名・押印及び申立人が昭和 43 年 3 月末に転居したと主張する新たな住所の記載が確認できる上、当該脱退手当金裁定請求書、脱退手当金計算書及び被保険者資格調査の依頼書には、「43 年 7 月 3 日小切手交付済」の押印が確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 43 年 7 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4170 (事案 2024 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 21 日まで

ねんきん特別便によると、昭和 28 年 4 月から 35 年 9 月までの記録漏れがあり、調査依頼したところ、脱退手当金が支給されていると言われたが、私は、脱退手当金を受給していないので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正の申立てをしたが、認められなかった。

しかしながら、年金記録確認第三者委員会の判断の理由に承服することができないので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)の申立人に係る記載欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の通算年金制度創設前の昭和35年11月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 上記の被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている被保険者50人のうち、脱退手当金の受給要件を満たす38人の受給状況をみると32人が受給しており、このうち31人が退職後5か月以内に支給(残りの一人も8か月以内に支給)されている上、元従業員が「退職時に会社から脱退手当金をもらうかどうかと聞かれもらうことにした。」「会社が手続してくれた。」と証言していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年8月16日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、前回の通知内容に承服できないとして、再度申し立ててお

り、新たな資料として、昭和 49 年に B 市役所において年金相談したときのメモを提出している。

しかしながら、上記のメモには、厚生年金保険の被保険者期間が 7 年であることを示した記載が確認でき、申立期間に係る脱退手当金の被保険者期間（89 か月）とほぼ近似するものの、これまでの調査結果等を踏まえて改めて精査しても、当該メモを委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、i) 上記の A 社に係る被保険者名簿の申立人に係る記載欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りも無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の通算年金制度創設前の昭和 35 年 11 月 25 日に支給決定されているなど、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらないこと、ii) 上記の被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている従業員のうち、脱退手当金の受給要件を満たす従業員の多くに脱退手当金の支給記録が確認できることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から41年12月1日まで

私は昭和35年4月頃から41年11月までA市B町のC事業所で正社員として勤務したが、申立期間の年金記録が無い。厳正なる調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D団体によると、「申立期間当時、申立人が記憶する事務所の所在地に、C事業所の登録が確認できる。」と回答している上、申立人が申立期間後に勤務した事業所が保管する申立人に係る履歴書の採用前の職歴欄には、申立期間を含む昭和35年4月から43年3月までE事業所において勤務していたことを示す記載が確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索において、C事業所及びE事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、D団体によると、当該事業所は既に脱退していると回答している上、当該事業主の連絡先等は不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

さらに、申立人は、事業主以外に4人の元同僚の名前を記憶しているが、姓のみの記憶であり、連絡先は不明であることから元同僚から当時の状況を確認することができない。

加えて、雇用保険の記録を確認しても、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで

私は、A社を退職後、昭和 36 年 2 月 20 日頃からB地区で働いており、私の居所は両親にも同社にも知らせていなかったため、脱退手当金を請求することはできず、受け取ることもできない。支給記録があることに納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から、申立事業所と同一の事業主が経営するC社において記録を有する事務担当者が、両事業所の脱退手当金に係る手続を行っていたものと推認されるところ、申立期間当時、A社及びC社に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、脱退手当金の受給要件を満たす女性従業員5人全員（申立人を除く。）に脱退手当金の支給記録が確認でき、当該5人全員が、厚生年金保険被保険者資格喪失後6か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの複数の元従業員が、「脱退手当金については会社が請求手続を行い、会社から受け取ったように思う。」と証言していること、及び申立期間の脱退手当金が支給された当時は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年4月1日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人の主張以外に、申立人が申立期間に

係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 4 月 1 日まで

私が経営する A 社における申立期間の標準報酬月額は、その前後の期間の同月額や同社の決算書に記載されている報酬額と比べて大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額は、その前後の期間の同月額や A 社の決算書に記載されている報酬額と比べて低すぎる。」と主張している。

しかし、A 社の代表取締役である申立人から提出された同社の決算書によると、申立期間当時に申立人に支払われた年間の総報酬額は確認できるものの、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人は、「上記の決算書以外に当時の関係書類は保存されておらず、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は不明である。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、A 社では、平成 3 年 4 月 1 日に申立人を含む役員 4 人全員の標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるなど、他の役員と比較しても、申立人の同月額のみが低額である事情は見当たらず、申立人の同月額に不自然さはみられない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 4 月 1 日まで

私が取締役を務めるA社における申立期間の標準報酬月額は、その前後の期間の同月額や同社の決算書に記載されている報酬額と比べて低すぎるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額は、その前後の期間の同月額やA社の決算書に記載されている報酬額と比べて低すぎる。」と主張している。

しかし、A社から提出された決算書によると、申立期間当時に申立人に支払われた年間の総報酬額は確認できるものの、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人の夫であるA社の代表取締役は、「上記の決算書以外に当時の関係書類は保存されておらず、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は不明である。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、A社では、平成 3 年 4 月 1 日に申立人及びその夫を含む役員 4 人全員の標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるなど、他の役員と比較しても、申立人の同月額のみが低額である事情は見当たらず、申立人の同月額に不自然さはみられない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から同年4月1日まで

私の夫は、申立期間もA社(現在は、B社)C工場で継続して勤務していたと聞いているので調査をお願いしたい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人は、申立期間もA社C工場で継続して勤務したと聞いている。」と主張している。

しかしながら、B社は、「当時の詳細な資料等はないので、申立期間の状況は分からない。」と回答している。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、昭和21年4月1日に申立人を含む30人が同被保険者資格を取得していることが確認できるところ、そのうちの申立人を除く27人については、既に死亡、あるいは、連絡先が不明であり、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、当該27人は、申立人同様に被保険者期間の欠落がみられ、A社C工場の事業主は、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月17日から22年1月1日まで

申立人は、A社（現在は、B社）C課の機関長として、昭和34年1月31日までの15年余りの期間、継続して勤務していたにもかかわらず申立期間の記録が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在職証明書等により、申立人は、昭和19年1月13日から34年1月31日まで同社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和19年3月17日から21年4月25日までの期間については、厚生労働省社会・援護局が保管している名簿、D県が保管している兵籍簿及び総務省人事・恩給局が保管している恩給裁定に係る履歴書によると、申立人は19年3月15日に応召し、21年4月25日に復員しており、当該期間においてA社に勤務していなかったことが確認できる上、当該期間の陸軍軍人普通恩給を受給していることから、船員保険被保険者の対象とはならない。

また、申立期間のうち、昭和21年4月25日から22年1月1日までの期間については、A社の船員保険被保険者名簿の記号番号*番から*番まで（申立人は*番）のうち、唯一所在が確認できた元従業員一人に照会し、回答があったものの、当該期間の申立人の勤務状況及び船員保険の加入状況について確認することができない上、B社は、資料が見当たらず、当時のことは不明であるとしており、ほかに、申立人の当該期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月 2 日から 57 年 6 月頃まで
② 昭和 57 年 7 月頃から 58 年 4 月 26 日まで

A社は、B事業を行っており、私は、同社ではC職の仕事をしていた。妻も、同社で事務員として在籍していた。

D社は、E事業を行っていた。

両社は、倒産しており、倒産した会社の記録だけが漏れているというのはおかしいと思うので、入念に調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の元代表取締役及び元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に解散しており、同社の元代表取締役は、「倒産により、当時の書類は全て無い。」と回答していることから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立期間①において、A社に係る厚生年金保険被保険者資格が確認できる元従業員のうち、連絡先が判明した11人に照会したところ、回答が得られた6人のうち、唯一申立人を記憶する上記の元同僚も、「申立人の具体的な勤務期間は覚えていない。申立人の給料から社会保険料が控除されていたかどうか分からない。」と供述している。

さらに、A社の元代表取締役は、「正社員なら、厚生年金保険と厚生年金基金に加入させていた。」と回答しているところ、同社が加入していたF厚生年金基金は、「申立人は当基金に加入していない。」と回答している。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①において、申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人は、昭和57年7月3日から58年2月10日までの期間、D社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D社は、既に解散しており、同社の元代表取締役は、「会社を整理してから20年ほど経過しており、書類も残っていないので不明である。」と回答していることから、申立期間②当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立期間②において、D社に係る厚生年金保険被保険者資格が確認できる元従業員のうち、連絡先が判明した二人に照会したところ、一人は申立人を記憶しておらず、残りの一人は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立人の給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」旨供述している。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において、申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 2 日から 34 年 7 月 30 日まで
② 昭和 37 年 2 月 5 日から 38 年 4 月 28 日まで

私は、昭和 32 年 10 月 2 日から 34 年 7 月 30 日までの期間は、A 事業所で事業を行っていた B 社の下請会社で勤務し、37 年 2 月 5 日から 38 年 4 月 28 日までの期間は、C 事業所で事業を行っていた会社で勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「当初、A 事業所で事業を行っていた会社の下請である B 社で勤務していた。」と主張していたが、申立人に照会の結果、「元請会社は D 社（現在は、E 社）であり、勤務先は B 社の下請であったかもしれない。」と主張を変更している。

しかしながら、申立人は、元同僚の名前を記憶しておらず、勤務していた事業所名の記憶も曖昧であることから、同僚調査及び事業所調査を行うことができず、申立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することができない。

また、適用事業所名簿によると、当初、申立人が勤務先であったと主張していた B 社は、A 事業所のあった F 県では厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、G 県において適用事業所として確認できる B 社についても、当該事業所によると、「申立期間当時の資料が現存していないし、当時在籍していた従業員にも確認したが A 事業所で仕事をした覚えはないとのことであり、当社が申立期間当時 A 事業所で事業を行っていたかどうか確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が元請会社であったと主張している D 社 H 支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 5 月 1 日であり、申立期間は同社

が適用事業所となる前の期間である上、同社によると、「当社では、17年以降の厚生年金保険被保険者資格取得届及び20年以降の被保険者資格喪失届を保管しているが、申立人の記録は確認できないので当社には在籍していなかったものと考えられる。また、B社については、当社のグループ会社、人事交流企業、同社の請負会社及び孫請会社などの協力会社にも会社名は確認できない。なお、34年頃までは、A事業所の開始に向け、協力会社が多数、作業を行っていたので、その請負会社である可能性は全くないとはいえないが資料が無いので分からない。」と回答している。

加えて、D社には、H支店のほかに、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったI支店があり、同支店で厚生年金保険被保険者資格を取得し、実際の勤務場所はH支店であった元従業員が確認できることから、申立人も同様の可能性が考えられることから、I支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したが、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できず、昭和32年9月2日から34年8月1日までの間の資格取得者の健康保険記号番号に欠番は見られない上、同支店に係る被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得し、同社H支店が適用事業所となった38年5月1日に同支店において資格を取得している者のうち、住所が判明した38人に照会を行ったところ21人から回答があったが、申立人を記憶している者はいない。

- 2 申立期間②について、申立人は、当初、「C事業所で事業を行っていた会社で勤務していた。」と主張していたが、申立人に照会の結果、勤務先はJ社（現在は、K社）であることが判明した。

しかしながら、K社の人事及び給与業務を行うL社によると、「申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得・喪失の届出、保険料の納付及び控除の状況は不明である。また、当社のC事業所は昭和36年10月に廃業していることから、申立人が申立期間に勤めていたのであれば、当社のC事業所ではないと思われる。なお、当社のC事業所廃業後、他の企業体がM社という会社を設立した可能性もあるが、その会社は、当社とは無関係の会社である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る同社における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

一方、オンライン記録及び事業所名簿から、昭和36年11月20日に厚生年金保険の適用事業所となり、49年12月24日に適用事業所でなくなっているM社が確認できることから、同社に係る被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員のうち、住所が判明した41人に照会を行ったところ11人から回答があり、そのうち9人は、「申立人を記憶していない。」としているものの、他の一人は、「同社の社宅において、申立人の家が私の家の向かいにあったことを記憶しているが、申立人が同社に勤務

していた期間等は分からない。」、残る一人は、「申立人は正社員だったと思うが、申立人の勤務期間等は分からない。」とそれぞれ供述していることから、申立人が同社で勤務していたことが考えられるものの、申立人は元同僚を記憶しておらず、同社は既に適用事業所でなくなっていることから、同僚調査、事業所調査を行えず、申立人の申立期間に係る同社における勤務実態、厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、M社に係る被保険者名簿を見ると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、昭和 37 年 2 月 1 日から 38 年 5 月 1 日までの期間の被保険者資格取得者の健康保険記号番号に欠番は見られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月1日から60年2月1日まで

私は、昭和57年11月1日から60年1月31日までA健康保険組合の保養所であるB荘で寮母として勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入期間が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C共済組合(A健康保険組合の権利義務を承継)から提出された「保養所寮母の委嘱について」、及び「嘱託の解嘱について」の起案書、並びに申立人の退職願(写し)により、申立人は、申立期間において、「D保養所B荘」で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C共済組合は、「申立事業所は、健康保険組合の加入事業所であったことから、厚生年金保険には加入させず、健康保険のみ加入させることができる。」と回答している。

また、申立人から提出のあった昭和57年及び59年分のA健康保険組合発行の源泉徴収票によれば、57年分の社会保険料等の金額(給与等からの控除分)は1,113円であることが確認できるところ、上記「保養所寮母の委嘱について」によると、申立人の採用時(同年11月1日)の報酬月額が4万円であったことが確認でき、当該報酬に基づく申立期間当時の健康保険法による標準報酬月額が4万2,000円であり、当該標準報酬月額に相当する1か月分の健康保険料額は1,113円であったことが確認できる上、59年分の社会保険料等の金額は18,444円であることが確認できるところ、C共済組合の回答から、申立人の同年1月から10月までの同法による標準報酬月額は5万6,000円、同年11月及び同年12月の標準報酬月額は6万8,000円であったことが確認でき、当該標準報酬月額に相当する同年1年分の健康保険料額は18,444円であったこ

とが確認できることから、申立人の57年及び59年に係る給与からは、健康保険料のみが控除され、厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

さらに、A健康保険組合及び事業所名が類似するE事業所及びD事業所のいずれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において、申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 7 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録を見ると、A社で勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、私の所持する給与明細書の基本給に見合う標準報酬月額よりも低い額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった給与明細書によると、申立期間においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 7 年 2 月 28 日まで
申立期間について、標準報酬月額の記録に間違いがある。訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社でもらっていた給与と標準報酬月額の記録に相違がある。」と主張しているところ、同社の元事業主は、「申立人の給与については、平成 6 年 3 月は 18 万円、同年 11 月は 19 万 2,000 円の支給があったと記憶している。」と回答している。

しかしながら、当該元事業主は、「当時の申立人の給与に係る資料の保管は無い。」と回答しており、申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間当時の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から同年 6 月 28 日まで

私は、平成 17 年 4 月 1 日から同年 6 月 28 日まで A 社で勤務したが当該期間の年金記録が無い。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が同時期に入社したと記憶する元同僚は、「私は、申立人と同時期に入社した。私の年金記録は平成 17 年 8 月 1 日からとなっているが、A 社には試用期間があった。私が所持する同社に係る給与明細書によると、同年 4 月から同年 7 月までの給与支払明細書には厚生年金保険料の控除の記載は無く、同年 8 月の給与支払明細書に同保険料の控除の記載がある。」と証言している。

また、A 社は、「当社では試用期間の制度があり、当該期間には厚生年金保険には加入していない。申立人については平成 17 年 3 月 27 日に入社したが、同年 6 月に退職したために厚生年金保険に加入していない。申立人と同時に入社した 8 人のうち 6 人については継続して勤務しており同年 8 月 1 日から厚生年金保険に加入させた。」と回答している。

これらのことから総合的に判断すると、当時、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に同保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、B 組合によると、「申立人に係る健康保険の加入記録は無く確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
中学卒業後、A社（B社の後身の事業所）に勤務した昭和 25 年 4 月 1 日から同年 11 月 5 日までの期間のうち、同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の年金記録が空白である。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、中学校を卒業した後の昭和 25 年 4 月 1 日に入社した。」と主張している。

しかしながら、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が確認できた元同僚 14 人に申立人の勤務実態について照会し、9 人から回答を得たところ、そのうちの二人は、「申立人のことは記憶しているが、入社時期や保険料控除については記憶にない。」とそれぞれ証言しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、上記複数の元同僚は、「私も入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致しておらず、2 か月の相違がある。」、「申立期間当時は試用期間があり、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」とそれぞれ証言している。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人が入社日として主張する昭和 25 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者はおらず、申立人と同様に同年 6 月 1 日に同被保険者資格を取得している者が 3 人確認でき、24 年 4 月 1 日においても同資格を取得した者はおらず、同年 6 月 1 日に同資格を取得している者が 5 人確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、当該事業所は従業員を入社と同時に

厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後にまとめて加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 21 年 6 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成 18 年 9 月から 21 年 5 月までにおける報酬額と標準報酬月額にかい離があるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する未払給与支払請求訴訟に係る裁判資料である未払給与一覧表によると、申立人の給与合計額は、平成 19 年 1 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月及び同年 10 月、20 年 2 月及び同年 3 月、同年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から同年 11 月までの期間についてオンライン記録の標準報酬月額を上回る額であることが確認できる。

また、申立人が所持する雇用保険受給資格者証により、A社において、被保険者資格の喪失前 6 か月間における報酬月額の平均額は 41 万 5,230 円であることが確認できる。

しかしながら、上記未払給与一覧表において厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の給与事務担当者は、「自身の給与支給額と標準報酬月額は一致している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成 21 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に

については時効消滅にかからない期間であるところ、当該時効消滅にかからない期間については、申立人が所持する平成18年7月及び同年8月の給与明細書並びに20年4月から同年6月までのタイムカードから算出される申立人の同年10月の定時決定における標準報酬月額が38万円となり、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の当該期間に係る給与支給額を確認できる資料は無いことから当該期間の標準報酬月額の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 29 日から 12 年 7 月 16 日まで
私は、A社に平成 7 年 3 月 29 日に入社し、12 年 7 月 16 日まで勤務していたのに、申立期間の年金記録に欠落がある。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A社において正社員として勤務していた。」と主張しているところ、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、B事業所において、平成 6 年 12 月 22 日に同被保険者資格を取得し、9 年 5 月 15 日に同資格を喪失、10 年 6 月 13 日に同資格を再取得し、12 年 7 月 15 日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、事業所名簿検索によると、A社及びB事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない上、申立人が平成 12 年 7 月 16 日から勤務したC社は、「申立人が申立期間に勤務したB事業所は、個人事業所であり厚生年金保険に加入していなかった。申立人も同保険に加入しておらず、保険料の控除もなかった。申立人は、同年同月にC社に転籍しており、その際に同社において厚生年金保険に加入した。B事業所は、同年 12 月 31 日にC社に吸収合併され現存しない。」と回答している。

また、C社が保管する申立人のB事業所に係る平成 11 年分給与所得の源泉徴収票及び申立人が所持する 12 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書によると、社会保険料所得控除額（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額）は 6,898 円であることが確認できるところ、当該控除額は雇用保険料の額とおおむね一致する。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成 7 年 3 月から 8 年 3 月までの期間及び 9 年 3 月から 12 年 6 月までの期間について、国民年金の申請免

除（全額免除）期間であることが確認できる上、D市役所市民課は、「申立人の平成7年4月9日から12年7月17日までの期間について、国民健康保険被保険者の記録が確認できる。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。